

令和8年度障がい者委託訓練受託予定者選定要領

第1 目的

本要領は、愛媛中央産業技術専門校松山駐在(以下、「松山駐在」という。)が所管する障がい者委託訓練のうち、松山駐在の施設、設備を活用して実施する障がい者委託訓練について、受託希望者の評価基準を定め、あらかじめ受託希望者を総合的に評価し、委託対象とする優良な民間訓練機関を公正かつ円滑に選定し、もって障がい者委託訓練を円滑に実施することを目的とする。

第2 選定方法

1 外部委託の考え方

公共職業訓練の効果的、効率的な推進を図るため、松山駐在が所管する障がい者委託訓練科目のうち、松山駐在の施設、設備を活用して訓練を実施する訓練科目について、専修学校、企業、事業協同組合等の民間教育訓練機関を対象として、訓練を委託するものとする。

2 選定方法

上記1により外部委託することとされた障がい者委託訓練科目については、訓練内容を充実させ、より効果的な訓練を実施する観点から、委託金額以外の要素も含めて総合評価落札方式により委託先を選定することとする。

第3 受託希望者の評価

1 受託希望者の募集

愛媛中央産業技術専門校長(以下、「校長」という。)は、総合評価対象障がい者委託訓練科目について、次の事項を明記した募集要項を県ホームページへの掲載等により周知し、受託希望者を募集するものとする。

- ① 訓練実施場所
- ② 科目(コース)名
- ③ 定員
- ④ 訓練実施時期及び期間
- ⑤ 訓練すべき事項（標準カリキュラム）
- ⑥ 当該訓練の対象としている地域（市町）
- ⑦ 委託額（就職支援経費の取扱いを含む。）の上限（募集時点における見込み額で訓練生1人あたりの月額）
- ⑧ 応募様式
- ⑨ 問合せ先（担当者の連絡先）

2 応募の受付

訓練受託の応募は、各民間訓練機関の指導員の状況等、訓練を適正かつ効果的に実施しうる能力を評価するため、別に定める応募様式に必要事項を記入の上、任意様式による受託可能参考見積額（訓練生1人あたりの月額）、カリキュラム案のほか、必要な書類を添付させて行わせるものとする。

3 評価方法

提出された書類に基づき、別に定める「評価基準及び評価基準の運用について」に照らして審査を行い、訓練実施体制に係る評価と訓練内容に係る評価を点数化し、これらを合計して評価する。

第4 受託予定者の選定

1 基本的な考え方

障害者委託訓練の受託を希望する者は、知事の審査を受け、令和8・9・10年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。また、一の契約として規定する障がい者委託訓練科目ごとに、上記第3の評価により最も評価が高い者を受託予定者とするものとする。

なお、基準の中には、受託先が必ず満たさなければならない最低限の基準を設け、その基準に達しないものは、総合的な評価が高い場合であっても委託の対象としないものとする。

2 選定方法

(1) 受託予定者の決定方法

校長は、「評価基準及び評価基準の運用について」に従い、訓練実施体制評価基準に基づいて評価を行い、当該基準に定める「必須要件」を満たしている者について、訓練内容評価基準に基づいて評価を行う。訓練実施体制評価と訓練内容評価の合計点が最も高い者について、応募様式記入内容のとおりに指導員等の訓練環境が整備されているかを確認し、応募様式記入内容に虚偽がないことが確認された場合、これを受託予定者とするものとする。

記入内容に虚偽があった場合には、当該虚偽に係る得点を除外した得点が他の受託希望者の得点よりも高かった場合においても受託予定者とはしないものとする。

この場合、次に評価が高かった受託希望者について、同様に記入内容について確認を行った上で、受託予定者とするものとする。

また、受託予定者が、公的職業訓練において偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなり、本県以外を含む委託者から不正行為に係る処分の通知を受け、当該委託者から受託機会の制限を受けていることが明らかとなった場合には、委託を行わないものとする。

(2) その他

委託契約締結後、年度途中に補正予算成立等により当該科目的訓練実施回数又は定員が増えた場合、新たに受託予定者の選定を行うことなく、当該受託予定者に追加的に受託させることとしても差し支えないものとする。

3 選考結果の公表

受託予定者が決定した場合、校長は、科目名、受託予定者の名称、各応募者の評価結果等を県のホームページにおいて公表するものとする。この際、受託予定者以外の応募者の名称は、今後の当該応募者の事業活動に影響を及ぼさないよう公表しないものとする。また、あわせて、各応募者に対して、当該応募者の評価結果について通知するものとする。